

吸収分割に関する事前備置書面

2026 年 6 月 9 日

栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3

藤井産業株式会社

代表取締役社長 藤井 昌一

栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3

藤井産業マテリアルイノベーション株式会社

代表取締役社長 関 勝利

栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3

藤井産業インフラソリューション株式会社

代表取締役社長 滝田 敦

2026 年 6 月 9 日

吸収分割に関する事前備置書面

(吸収分割会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示書面)

(吸収分割承継会社／会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前開示書面)

藤井産業株式会社（2026 年 10 月 1 日付で商号を「藤井産業ホールディングス株式会社」に変更予定。以下、「当社」といいます。）は、2026 年 5 月 15 日付で当社 100%子会社の藤井産業マテリアルイノベーション株式会社（以下、「吸収分割承継会社①」といいます。）及び、当社 100%子会社の藤井産業インフラソリューション株式会社（以下、「吸収分割承継会社②」といいます。）との間でそれぞれ締結した吸収分割契約に基づき 2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社の電設資材・情報機器・建設資材等の卸売及び施工・保守事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社①へ承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割①」といいます。）及び、当社の制御機器の販売、総合建築施工、設備・プラント及び総合営繕工事、再生可能エネルギー発電システムの施工・保安全管理、電力小売媒介事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社②へ承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割②」といいます。）をそれぞれ行うことといたしました。

本吸収分割①②に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

【本吸収分割①に関する事項】

1. 吸収分割契約の内容

2026 年 5 月 15 日付で当社と吸収分割承継会社①が締結した吸収分割契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割①に際して、吸収分割承継会社①から当社に対して、株式、金銭その他の対価の交付を行いません。これは、吸収分割承継会社①が当社の 100%子会社であることから相当であると判断しております。また、本吸収分割①に際して吸収分割承継会社①の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

当社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。当社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関

する電子開示システム（E D I N E T）又は当社W e b サイトよりご覧いただけます。

<https://www.fujii.co.jp/irinfo/securities/>

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

５．吸収分割承継会社①に関する事項

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社①におきましては、2026 年 4 月 1 日に設立されたため、確定した事業年度は存在いたしません。設立の日（2026 年 4 月 1 日）における貸借対照表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	400	資本金	400
資産合計	400	負債及び純資産合計	400

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

６．本吸収分割①が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

（１）分割会社における債務の履行の見込みについて

当社の 2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割①の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割①後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。以上により、当社の債務については、本吸収分割①の効力発生日以降も、債務の履行の見込みに問題はないと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社①における債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社①の成立の日(2026年4月1日)の貸借対照表における資産の額は400百万円、負債の額は0百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割①の効力発生日までに吸収分割承継会社①の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。また、本吸収分割①後の吸収分割承継会社①の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割承継会社①の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。以上により、吸収分割承継会社①の債務については、本吸収分割①の効力発生日以降も、債務の履行の見込みには問題はないと判断いたします。

7. 吸収分割契約等備置開始日後本吸収分割①が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

事前開示開始日後に、上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

【本吸収分割②に関する事項】

1. 吸収分割契約の内容

2026年5月15日付で当社と吸収分割承継会社②が締結した吸収分割契約書は、別紙2のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割②に際して、吸収分割承継会社②から当社に対して、株式、金銭その他の対価の交付を行いません。これは、吸収分割承継会社②が当社の100%子会社であることから相当であると判断しております。また、本吸収分割②に際して吸収分割承継会社②の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

当社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。当社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)又は当社Webサイトよりご覧いただけます。

<https://www.fujii.co.jp/irinfo/securities/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社②に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社②におきましては、2026年4月1日に設立されたため、確定した事業年度は存在いたしません。設立の日(2026年4月1日)における貸借対照表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	400	資本金	400
資産合計	400	負債及び純資産合計	400

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本吸収分割②が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社における債務の履行の見込みについて

当社の2026年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割②の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割②後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。以上により、当社の債務については、本吸収分割②の効力発生日以降も、債務の履行の見込みに問題はないと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社②における債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社②の成立の日(2026年4月1日)の貸借対照表における資産の額は400百万円、負債の額は0百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割②の効力発生日までに吸収分割承継会社②の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。また、本吸収分割②後の吸収分割承継会社②の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割承継会社②の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、

現在のところ予測されておりません。以上により、吸収分割承継会社②の債務については、本吸収分割②の効力発生日以降も、債務の履行の見込みに問題はないと判断いたします。

7. 吸収分割契約等備置開始日後本吸収分割①が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

事前開示開始日後に、上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上



吸収分割契約書

藤井産業株式会社（以下「甲」という。）と藤井産業マテリアルイノベーション株式会社（以下「乙」という。）は、甲がマテリアルイノベーションズカンパニーの営むすべての事業（電設資材・情報機器・建設資材等の卸売及び施工・保守事業等）（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおり、である。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号：藤井産業株式会社

住 所：栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：藤井産業マテリアルイノベーション株式会社

住 所：栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3

第3条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第6条で定義する。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。
ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本分割を行うものとする。
3. 甲及び乙は、本分割に際し債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、前条第1項に定める甲の株主総会における本契約の承認が得られたことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

第9条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第11条（本契約の変更、解除及び終了）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2026年5月15日

(甲)

住 所 栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3

会社名 藤井産業株式会社

代表者 代表取締役 藤井 昌一



(乙)

住 所 栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3

会社名 藤井産業マテリアルイノベーション株式会社

代表者 代表取締役 関 勝利



別紙 承継権利義務明細表

甲は、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する運転資金となる現金及び預金

本事業に属する売掛債権、棚卸資産、未収入金及びその他流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本事業に属する建物、構築物、機械装置、工具器具備品、土地及びその他の有形固定資産

② 無形固定資産

本事業に属するソフトウェア及びその他の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本事業に属する関係会社株式、投資有価証券、出資金、差入保証金及びその他の投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する買掛債務、未払金、預り金及びその他の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する退職給付引当金、リース債務及びその他の固定負債

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

本事業に関する取引基本契約、工事請負契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した権利義務

本事業に関して甲が有する免許、認可、許可、登録、届出及び補助金等に係る地位のうち、法令上承継可能な権利義務

以上





吸収分割契約書

藤井産業株式会社(以下「甲」という。)と藤井産業インフラソリューション株式会社(以下「乙」という。)は、甲がインフラソリューションズカンパニーの営むすべての事業(制御機器の販売、総合建築施工、設備・プラント及び総合営繕工事、再生可能エネルギー発電システムの施工・保安全管理、電力小売媒介事業等)(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割(以下「本分割」という。)により、本事業に関して有する本権利義務(第3条第1項において定義する。以下同じ。)を、効力発生日(第6条において定義する。以下同じ。)に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条(商号及び住所)

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社(甲)

商号：藤井産業株式会社

住所：栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

(2) 吸収分割承継会社(乙)

商号：藤井産業インフラソリューション株式会社

住所：栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

第3条(承継する権利義務)

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「本権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日(第6条で定義する。)後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。

第4条(分割対価の交付)

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第5条(乙の資本金及び準備金)

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。
ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本分割を行うものとする。
3. 甲及び乙は、本分割に際し債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、前条第1項に定める甲の株主総会における本契約の承認が得られたことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

第9条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第11条（本契約の変更、解除及び終了）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 15 日

(甲)

住 所 栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3

会社名 藤井産業株式会社

代表者 代表取締役 藤井 昌一



(乙)

住 所 栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3

会社名 藤井産業インフラソリューション株式会社

代表者 代表取締役 滝田 敦



別紙 承継権利義務明細表

甲は、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する運転資金となる現金及び預金

本事業に属する売掛債権、棚卸資産、未収入金及びその他流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本事業に属する建物、構築物、機械装置、工具器具備品、土地及びその他の有形固定資産

② 無形固定資産

本事業に属するソフトウェア及びその他の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本事業に属する関係会社株式、投資有価証券、出資金、差入保証金及びその他の投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する買掛債務、未払金、預り金及びその他の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する退職給付引当金、リース債務及びその他の固定負債

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

本事業に関する取引基本契約、工事請負契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した権利義務

本事業に関して甲が有する免許、認可、許可、登録、届出及び補助金等に係る地位のうち、法令上承継可能な権利義務

以上

